

灯油購入費助成事業について

原油高騰に対する経済対策として、冬期間の採暖に必要な家庭用灯油購入代金の一部を、市民税非課税世帯で75歳以上のみの世帯等の経済的負担軽減を図るため、助成金を支給します。

1 制度の概要

- (1) 給付額 1世帯あたり 10千円
 (2) 基準日 令和3年12月1日
 (3) 対象者 下記のいずれかに該当する者で、令和3年12月1日時点で住民基本台帳に登録があり、かつ令和3年度の市町村民税が非課税の世帯(ただし、施設入所者を除く)

種 別	世帯数	内、非課税世帯数
①75歳以上のみの世帯	1,803世帯	1,078世帯
②要介護4、5の者のいる世帯	354世帯	①以外47世帯
③身体障害者手帳1、2級の者のいる世帯	435世帯	184世帯
④精神障害者手帳1級の者のいる世帯	1級164世帯	1級88世帯
⑤療育手帳A1、A2の者のいる世帯	55世帯	12世帯
⑥母子・父子世帯	349世帯	146世帯
⑦生活保護世帯	81世帯	81世帯
小計	3,241世帯	1,636世帯
各項目間(①～⑦)で重複する世帯	-	135世帯
合計	-	1,500世帯

※1 ①～⑦については、各項目の重複を含む世帯数

- (4) 給付方法 ア 申請書に基づき申請口座に振込。
 イ 給付決定となる世帯へは、給付決定通知書を送付し、1月11日時点で申請がない世帯に対しては再度通知をする。
- (5) 支給日 令和4年1月25日(火)
 ※1月11日以降の消印で申請があった世帯へは随時振込
- (6) 周知方法 ア 個別に通知
 イ 市ホームページ

2 事業に要する費用(令和3年度東御市一般会計補正予算(第11号)で提出)

- (1) 実施に必要な経費は国が全額補助
- (2) 補正予算額
- ①事業費: 15,000千円 (対象世帯見込数 1,500世帯×10千円)
- ②事務費: 909千円 (会計年度任用職員報酬 358千円、会計年度任用職員社会保険料 71千円、会計年度任用職員費用弁償 29千円、郵便料 451千円)